

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和2年
11月17日
(火曜日)

目次

- 告示
漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項(水産振興課)……………一
- 公告
契約の締結(こども家庭課)……………二
美祢都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………二
美祢都市計画市場の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………二
- 選管告示
政治団体の名称等……………二
政治団体の異動事項……………三
解散等に係る政治団体の名称等……………三
資金管理団体の名称等……………三
政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等……………三
不在者投票のできる病院の指定……………四
不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正……………四
不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示の一部改正……………四
不在者投票のできる介護医療院の指定……………四
不在者投票のできる老人ホームの指定……………四



山口県告示第三百八十九号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定によ

り、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるため、次の一のとおり事前届出があった。
当該届出に係る指定漁船調査書は、次の二により縦覧に供する。

令和二年十一月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 届出事項

加入区	住 居	発 起 人	所 氏 名
柳井加入区	柳井市阿月一八一	洲山 卓見	山口県漁業協同組合
〃	柳井三三五の五	鈴木 勲	山口県漁業協同組合

二 指定漁船調査書の縦覧

加入区 縦 覧 期 間 縦 覧 場 所
柳井加入区 令和二年十一月十七日から同年十二月一日まで 山口県漁業協同組合



(二四七) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和二年十一月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る物品等の名称及び数量
感染症患者搬送車 八台
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和二年十一月四日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

山口マツダ株式会社 山口市維新公園三丁目八番五号
 六 契約金額
 三千七十一万六千五百六十円

七 随意契約によることとした理由
 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の二第一項第五号に該当するため

八 契約担当者
 山口県知事 村岡 嗣政

(二四八) 美祢都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

美祢市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による美祢都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和二年十一月十七日

一 都市計画の種類及び名称
 山口県知事 村岡 嗣政
 美祢都市計画下水道美祢市公共下水道

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
 山口県土木建築部都市計画課

(二四九) 美祢都市計画市場の変更に係る図書の写しの縦覧

美祢市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による美祢都市計画市場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和二年十一月十七日

山口県知事 村岡 嗣政
 一 都市計画の種類及び名称
 美祢都市計画市場美祢地方卸売市場

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
 山口県土木建築部都市計画課



山口県選挙管理委員会告示第八十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和二年十一月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

政治団体の名称	代表者の名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者		その他の事項	備出日(年月)
				氏名	公職の種類		
竹村かつし若獅子会	金野 奉晴	竹村 克司	下関市唐戸町3番14号	竹村 克司	衆議院議員	政治資金規正法の第19条の1第1項に係る国会議員団体	令和2、29
内山まさあき後援会	内山 昌晃	鳥越 博行	熊毛郡田布施町大字下田布施866の18				令和2、20
神田栄治後援会	河村 邦久	久保 敏之	〃〃〃野170の6	大字波			〃 14
高月よしお後援会	野坂 功	高月 勝子	〃〃〃西1274の1	大字川			〃 29
久永信也後援会	新本 浩盛	市川 聡	長門市東深川2669の3				〃 6
ふるさと柳井を愛する会	下村 太郎	下村 渉	柳井市姫田1番2号				〃 13
はぐくらのまち、長門を考える会	久永 信也	久永 佳奈	長門市東深川2669の3				〃 6

山口県選挙管理委員会告示第九十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条の規定により、不在者投票のできる病院を次のとおり指定した。

令和二年十一月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
社会医療法人いち樹会尾中病院		宇部市寿町一丁目三番二八号			令	和	二	一	〇、二八

山口県選挙管理委員会告示第九十五号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示（平成十年山口県選挙管理委員会告示第十三号）の一部を次のように改正する。

令和二年十一月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

「医療法人尾中病院	宇部市常磐町二丁目四番五号	昭和三一、三、一六
医療法人博愛会宇部記念病院	上町一丁目四番一号	〃
「医療法人博愛会宇部記念病院	宇部市上町一丁目四番一号	昭和三一、三、一六

山口県選挙管理委員会告示第九十六号

不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示（平成三年山口県選挙管理委員会告示第五十一号）の一部を次のように改正する。

令和二年十一月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

「下関市横野町三丁目一番二号」を「下関市横野町三丁目一六番三五号」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第九十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条の規定により、不在者投票のできる介護医療院を次のとおり指定した。

令和二年十一月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
社会医療法人いち樹会尾中病院介護医療院		宇部市寿町一丁目三番二八号			令	和	二	一	〇、二八
医療法人和同会防府リハビリテーション病院介護医療院		防府市大字台道一六三四の一			〃	〃	〃	〃	〃
小野田赤十字病院介護医療院		山陽小野田市大字小野田三七〇〇			〃	〃	〃	〃	〃

山口県選挙管理委員会告示第九十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条の規定により、不在者投票のできる老人ホームを次のとおり指定した。

令和二年十一月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
セントヒルホームこうな		宇部市大字妻崎開作一〇八			令	和	二	一	〇、二八
住宅型有料老人ホーム初梅		防府市大字下右田三六三			〃	〃	〃	〃	〃
社会福祉法人美川福祉会美川苑		岩国市美川町小川四三七の一			〃	〃	〃	〃	〃